

要望書

①	<p>日頃より放課後ルーム事業の推進については、かねてより特段のご配慮いただき心より御礼申し上げます。</p> <p>今後も放課後児童健全育成事業は、公設公営の放課後ルームで運営して頂くようお願いいたします。</p> <p>入所不許可の児童が適切な民間業者を利用できるように、委託の要綱などを定めてください。</p>
②	<p>毎年ルームの増設を行って頂いている事に感謝しております。しかし残念ながら今年4月時点で入所不許可数が 471 名に達しました。</p> <p>2004 年以降で、最悪の状況になっております。</p> <p>a) 国は 2014 年度から 2019 年度までの 5 年間で、全国で約 90 万の定員を 30 万人増やす計画です。33%増です。</p> <p>これを船橋に当てはめるならば、2014 年度 4509 人の定員が 6000 人になります。</p> <p>2010 年度策定の次世代育成支援行動計画「ふなばし・あいプラン(後期計画)」では、2014 年度の定員の目標は 5164 でした。</p> <p>この 600 人未達の要因を分析するとともに、新たな増設計画を策定してください。</p> <p>船橋市総合計画では、2015 年度 2 施設、2016 年度 2 施設の増設が目標となっています。目標以上増設を強く要望します。</p> <p>b) 3 年生以下で待機が発生している以下のルームについては具体的な増設計画を示してください。</p> <p>小栗原,宮本,二和,習志野台第二,八栄,葛飾,塚田,法典西,二宮,中野木,飯山満南,若松,法典,法典東,三山,坪井</p> <p>小学校内で増設するためには、児童育成課と教育委員会との密接な協力が不可欠です。教育委員会の視点からの回答も、必ずお願いします。</p> <p>c) 小学校内に空き教室も敷地の余裕もない場合、小学校敷地内設置にこだわらず、近隣の土地確保も視野に入れた増設を検討してください。</p> <p>d) 児童ホームなどの既存の施設利用も視野に入れてください。</p> <p>e)民間保育園・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなどの活用を検討してください。</p> <p>f)「放課後子ども総合プラン」では次のように定められています。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村行動計画に小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備 ・市町村には「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化 ・「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議 <p>残念ながら、船橋市の市町村行動計画である「子ども・子育て支援事業計画」には、上記3点に関する記述が見当たりません。</p> <p>また、確保方策の2019年度目標が5,041に止まっており、2015年度の入所数と不許可数の合計5,195にすら到達しません。</p> <p>「子ども・子育て支援事業計画」を早急に見直し上記3点を盛り込んでください。「量の見込み」の算定方法の詳細を公表してください。</p> <p>g)新設された放課後児童クラブ送迎支援事業を活用し、学区外の放課後ルームへの送迎事業を行ってください。</p> <p>h) 入所の審査基準の運用方法を保護者にも公表してください。</p>
③	<p>大規模なルームでは、一ヶ所に多くの子どもが生活しています。支援員が活発な児童に気を取られ怪我の危険が増加します。支援員と言葉を交わせる子とそうでない子の差が大きくなり、おとなしい子どもに寂しさや不安感を与えます。それが理由でルームに行きたくないと言う児童は多くいます。中には、退所する児童も少なくありません。これでは保護者の就労が保障されないばかりか、子どもたちの人権がないがしろにされている状態です。</p> <p>a) 国の基準は、[定員＝面積÷1.65 m²]ですが、船橋市は当面[定員＝面積÷1.5 m²]を残すとしています。</p> <p>「当面」の目処を明確に示すとともに、解消計画を立案し、公表してください。</p> <p>b) 入所児童数が毎年40名を超えているルームは早急に分割し、増設計画に盛り込んでください。</p> <p>c) 新規に増設するルームの定員は40名以下としてください。</p>
④	<p>放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)、障害児受入強化推進事業を活用し、障がいをもった児童の受け入れに必要となる専門的知識を有する支援員を採用し、配置してください。</p> <p>この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p> <p>a) 障がい児や発達支援児に関する研修を増やしてください。</p> <p>b) 新設・増設のルームはバリアフリートイレ、スロープの設置をしてください。また、既設のルームも順次、バリアフリー化を進めてください。</p> <p>c) 該当する児童がいる場合、園長や支援員が学校との情報共有を定期的に行うよう義務付けてください。</p> <p>省令でも「利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。」と定められています。</p>

	d)施設支援員の採用数を増やして、巡回の頻度を高めてください。
⑤	<p>支援員が慢性的に不足し子どもの安全な生活が脅かされています。</p> <p>a) 非常勤職員の待遇を抜本的に改善しなければ、人材確保は困難です。時間給は改善されましたが、近隣の自治体と比較してもまだまだ十分とは言えません。更なる改善を要望します。</p> <p>b)新設された放課後児童支援員等処遇改善等事業を活用し、常勤職員を配置してください。この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p> <p>c) 支援員の配置基準を保護者にも公表してください。</p>
⑥	<p>保育園の開所は 7:00 ですが、放課後ルームは 8:00 開所です。新一年生にとっては、この1時間の差が大きな問題となります。</p> <p>保護者が児童より先に出社し、児童だけで戸締まりをして家を出ることは困難です。そのため家を一緒に出た後で、遠回りをしてルームに向かったり、やむなく開所前の校庭で過ごす児童も少なくありません、長期休暇などの一日開所日は、朝の保育開始時刻を 7:00 からに早めてください。</p>
⑦	<p>保護者会は、保護者と支援員、または保護者同士が話し合える貴重な機会です。保護者が時間を割いて出席しようと思える価値がある内容を毎回工夫してください。長期休みの持ち物の注意など一方的な連絡だけであればプリントの配布で十分です。</p> <p>a) 児童のプライバシーに配慮した範囲内で、日々の保育から実践報告を盛り込んでください。</p> <p>b) 保護者への一方的な依頼でなく、一緒に考えて問題を解決できるよう、良い方法を問いかけるようにし、保護者に発言させてください。</p>
⑧	<p>放課後児童クラブ運営指針の内容を、放課後ルーム支援員の業務としてマニュアル化し、徹底してください。</p> <p>運営指針には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校との連携 2. 保育所、幼稚園等との連携 3. 地域、関係機関との連携 <p>が必要とされています。これは、担当課と支援員の努力だけでは不十分です。</p> <p>全市が、組織的に対応できる体制を示してください。</p> <p>運営指針では、 「事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。」</p>

「災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。」

と定めています。

このマニュアルは、保護者にも公開してください。

また保護者の安否確認を含めた防災訓練を定期的実施してください。

以上